

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 9月度)

- 1 日 時 令和4年9月1日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時44分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 11番 嵐 浩由
12番 扇谷 俊彦 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男 13番 山下 茂昭
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
- 6 職務のため出席した事務局等職員
5名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江 主事 前田 智之
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度9月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回は、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
であります。

□議長(会長) 本日は、小澤委員、田中利男委員、山下茂昭委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、岩上委員、松原委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっております。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**番で、申請面積は—m²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、___m²で、今回の申請農地___m²を取得すると、合計___m²となります。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

ここはぶどう畑にする予定です。

次に2件目は、氷見市**番地、計__筆で、申請面積は_____㎡、登記地目はすべて田です。

譲渡人 高岡市**番地（氏名**）

高岡市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、_____㎡で、今回の申請農地_____㎡を取得すると、合計_____㎡となり、5反要件を満たします。

共有地ではありますが、二人とも市外に居住しており、譲受人に相談したところ農地の__筆すべての所有権移転の話がまとまったものです。

次に3件目は、氷見市**番地計__筆で、申請面積は_____㎡、登記地目はすべて畑です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲受人の要望により贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、_____㎡で、今回の申請農地_____㎡を取得すると、合計_____㎡となり、5反要件を満たします。

この農地一帯が小高い山の上にあります。近年、杉の主伐が行われた結果、西日の当たる好条件の農地に変貌したことによって、ここなら引き受けてもいいと話がまとまったものです。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いいたします。

（**委員） 2件目ですが、__筆の中に、耕作されていない農地が含まれています。今回の譲受人が本当に適正な管理をされるのか疑問なんです。

（事務局） 3条申請は農地を農地して適正管理することを前提とした所有権移転ですので、現地確認の後、ご本人にその意思確認をしましたがご了解を

いただいております。

(**委員) 本人がすると言っているののでそこに期待するしかないのではないですか。

(**委員) 草刈をしてもらってその確認ができれば許可を出すというのはどうでしょうか。

(**委員) これだけたくさんの経営面積ですから、稲刈りで草刈する余裕がないのですぐにはやってもらえないでしょう。

(事務局) これまでも、所有権移転後に適正に管理するとの了解のもと、許可してきた案件があります。今回だけ許可を出す前に草刈りを求める、それに移転前にさせるのもいかがでしょうか。

(**委員) 今の所有者では適正管理は見込めないけども、譲受人だと改善の余地があるということ。所有権を移して、どうされるか様子を見ればどうでしょう。来年の農地パトロールで確認するということで。

(**委員) 私からも話をいたします。

□議長 (会長) それでよろしいですか。
他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長 (会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長 (会長) 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会9月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月1日

議 長

署名委員

署名委員
